

## 「法人と役員間の取引」 練習問題(簡易版)

---

- ・この問題は、YouTube メンバーシップ（2級）の特典として配布している問題の一部抜粋です。
- ・メンバーシップではもっと沢山の問題を解くことができますが、ご参加頂いたタイミングによっては、必ずしもお渡しできるとは限りません。
  - \*メンバーシップの特典は、毎回色々と変わるため、次回いつ本テーマ（法人と役員間の取引）の問題を配布するか約束することはできません。
  - \*配布から概ね1週間が経過すると、次回の配布まで受け取ることができなくなります。

↓メンバーシップ参加用 URL



## 問題 1

会社と役員間の取引に係る所得税・法人税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

2級学科試験（2022年1月）問39・改題

1. 役員が所有する土地を会社が無償で譲渡した場合、会社は、その適正な時価を受贈益として益金の額に算入する。
2. 会社が役員的所有する土地を時価未満の価額で譲り受けた場合、時価と譲受対価の差額相当額は、その会社の所得金額の計算上、益金の額に算入される。
3. 役員が会社は無利息で金銭の貸付けを行った場合、原則として、通常収受すべき利息に相当する金額が、その役員の雑所得の収入金額に算入される。
4. 役員が会社の所有する社宅に無償で居住している場合、原則として、通常の賃料相当額が、その役員の給与所得の収入金額に算入される。

## 問題 2

会社と役員間の取引に係る所得税・法人税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

2級学科試験（2022年5月）問39・改題

1. 役員が所有する土地を会社に譲渡した場合、その譲渡価額が適正な時価の2分の1未満であるときは、適正な時価により譲渡所得の金額が計算される。
2. 会社が所有する資産を役員に譲渡した場合、その譲渡対価が適正な時価の2分の1未満であったときは、適正な時価相当額が役員給与とされる。
3. 会社が所有する建物を適正な時価よりも高い価額で役員に譲渡した場合、その会社の所得の金額の計算上、適正な時価と譲渡対価の差額は、益金の額に算入される。
4. 会社が役員に無利息で金銭の貸付けを行った場合、原則として、その会社の所得の金額の計算上、適正な利率により計算した利息相当額が益金の額に算入される。

### 問題 3

会社と役員間の取引に係る所得税・法人税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

2級学科試験（2022年9月）問39

1. 会社が所有する建物を適正な時価よりも高い価額で役員に譲渡した場合、譲渡価額と時価の差額が会社の受贈益となる。
2. 会社が役員に無利息で金銭の貸付けを行った場合、原則として、通常収受すべき利息に相当する金額が、会社の益金の額に算入される。
3. 役員が会社の所有する社宅に無償で居住している場合、原則として、通常の賃貸料相当額が、役員の給与所得の収入金額に算入される。
4. 役員が所有する土地を時価の2分の1未満の価額で会社に譲渡した場合、時価の2分の1に相当する金額が役員の譲渡所得の収入金額に算入される。

### 問題 17

会社と役員間の取引に係る所得税・法人税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

オリジナル

1. 役員が会社は無利息で金銭の貸付けを行った場合、原則として、通常収受すべき利息に相当する金額が、その役員の雑所得の収入金額に算入される。
2. 会社が役員に無利息で金銭の貸付けを行った場合、原則として、通常収受すべき利息に相当する金額が、会社の益金の額に算入される。
3. 会社が役員が所有する土地を適正な時価よりも低い価額で取得した場合、その適正な時価と実際に支払った対価との差額が、その会社の所得金額の計算上、益金の額に算入される。
4. 役員が所有する土地を会社に譲渡した場合、その譲渡価額が適正な時価の2分の1未満であるときは、適正な時価により譲渡所得の金額が計算される。

## 解答・解説

### 問題 1

答え：3

1. 正しい記述です。役員が所有する土地を会社が無償で譲渡した場合、会社は、その適正な時価を受贈益として益金の額に算入します。
2. 正しい記述です。会社が役員的所有する土地の時価未満の価額で譲り受けた場合、時価と譲受対価の差額相当額は、その会社の所得金額の計算上、益金の額に算入されます。
3. 役員が会社が無利息で金銭の貸付けを行った場合、役員と会社に特別な課税関係は生じません。
4. 正しい記述です。役員が会社の所有する社宅に無償で居住している場合、原則として、通常の賃料相当額が、定期同額給与として、その役員の給与所得の収入金額に算入されます。

### 問題 2

答え：2

1. 正しい記述です。役員が所有する土地を会社譲渡した場合、その譲渡価額が適正な時価の2分の1未満であるときは、適正な時価により譲渡所得の金額が計算されます。
2. 会社が所有する資産を役員に譲渡した場合、その譲渡対価が適正な時価未満であるときは、適正な時価相当額と対価との差額が、役員給与とされます。
3. 正しい記述です。会社が所有する建物を適正な時価よりも高い価額で役員に譲渡した場合、その会社の所得の金額の計算上、適正な時価と譲渡対価の差額は、益金の額に算入されます。
4. 正しい記述です。会社が役員に無利息で金銭の貸付けを行った場合、原則として、その会社の所得の金額の計算上、適正な利率により計算した利息相当額が益金の額に算入されます。

<PR>

**色々な特典が付いてくるのでお買い得！**

YouTube 動画に連動する公式テキスト、良ければご利用ください。

<ショップ>



<2級テキスト>



### 問題 3

答え：4

1. 正しい記述です。会社が所有する建物を適正な時価よりも高い価額で役員に譲渡した場合、譲渡価額と時価の差額が会社の受贈益となります。
2. 正しい記述です。会社が役員に無利息で金銭の貸付けを行った場合、原則として、通常収受すべき利息に相当する金額が、会社の益金の額に算入されます。
3. 正しい記述です。役員が会社の所有する社宅に無償で居住している場合、原則として、通常の賃貸料相当額が、定期同額給与として、役員の給与所得の収入金額に算入されます。
4. 役員が所有する土地を時価の2分の1未満の価額で会社に譲渡した場合、役員の譲渡所得の計算上、収入金額には時価を算入します。

### 問題 17

答え：1

1. 役員が会社が無利息で金銭の貸付けを行った場合、役員と会社に特別な課税関係は生じません。
2. 正しい記述です。会社が役員に無利息で金銭の貸付けを行った場合、原則として、通常収受すべき利息に相当する金額が、会社の益金の額に算入されます。
3. 正しい記述です。会社が役員所有する土地を適正な時価よりも低い価額で取得した場合、その適正な時価と実際に支払った対価との差額が、その会社の所得金額の計算上、益金の額に算入されません。
4. 正しい記述です。役員が所有する土地を会社に譲渡した場合、その譲渡価額が適正な時価の2分の1未満であるときは、適正な時価により譲渡所得の金額が計算されます。

<PR>

**過去問を精緻に分析したから、当たる！** お金の寺子屋の試験対策コンテンツ。

毎回試験の約6週間前にリリースしますので、良ければご利用ください。

#神模試



#神直前対策動画

